

議案第42号

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。
附則第19項中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。